

こ う け ん で こ う け ん

後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2020年7月1日

発行所
All For One オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所

〒1850021

東京都国分寺市南町三丁目22番2号

ゼルコバビル4階

TEL0423000255 fax0423000256

office@kunimatu.jp

梅雨に入り太陽が恋しく、晴れた日にはつい弾けてしまいそうになりますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルス関連では、緊急事態宣言の解除から怒涛の流れで、経済を元に戻すべく人の動きが通常モードになりつつあります。しかし、高齢者施設においては未だ慎重な対応がとられていて、被後見人等であるご本人とは面談が完全な形でできない状況が続いています。

以前から遺言と家族信託の準備をしてきた判断能力に問題のないお客さまに施設から少しの時間出てきていただいて打ち合わせをしたのですが、やはりお部屋にこもっておられるせいか元気がありませんでした。とは言っても「ボケてるものか！」という強い気概を感じざるを得なかったのは、単なる偶然でしょうか？ 皆コロナと闘っているんだなあと妙に連帯感を覚えたものです。

成年後見人の役割とは？成年後見人の仕事について



★成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつご本人の心身の状態や生活状況に配慮しながらご本人に代わって財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによってご本人を保護・支援することです。

★成年後見人の仕事は、ご本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られています。

例えば…

在宅生活の成年被後見人Aさんが入院することになりました⇒病院との間で入院の契約をします。

その後退院したAさんですが、自宅での生活が困難になった場合は⇒介護サービスを受けるための要介護認定の手続きやその更新の手続きをします。

施設に入所する場合は⇒本人が所有する不動産を売却してお金を用意することもあります。(ただし、本人の自宅である土地建物を売却する場合には、家庭裁判所の許可が必要となります) 成年後見人の判断だけで処分することはできません。



◀成年後見人の日常の仕事として▶

1. 身上監護(保護)に関する後見人の仕事には、食事や排泄、入浴などの介助、送迎、病院への付き添いなどの事実行為は含まれていません。
2. ご本人が医療行為(手術など)を受けるに当たっての同意・不同意の決定権は原則として後見人にはありません。ご本人又はご家族に決定権があります。
3. ご本人の婚姻、離婚、養子縁組、遺言などは、後見人が代理することはできません。

YouTube

国松偉公子の
相続相談室



★IKUKO★

～成年後見人は次のことを行います～

- ◆まずは…財産目録を作成。本人の意向を尊重し、本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えて、今後の計画と収支予定をたてます。
- ◆日々の生活の中で…本人の預金通帳など財産の管理をして収入や支出の記録を残します。
- ◆必要に応じ…介護サービスの利用契約や施設入所契約などを本人に代わって行います。
- ◆仕事の状況を…家庭裁判所に報告して指示を受けます。

～次回は…後見人になる人/専門職後見人と市民後見人について～